

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例	1
○ 舞鶴市市税条例	13
○ 舞鶴市農業委員会条例	21

広域連合規約の変更に伴う旧・新対照表

○ 京都地方税機構規約	24
-------------	----

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p><u>(失業者の退職手当)</u></p> <p><u>第10条 勤続12月以上で退職した職員につき算定された退職手当の額が、その者に雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定が適用されるとしたならば、その者が支給を受けることができる基本手当の額に満たないときは、その差額及び同法の規定によるその他の失業給付に相当する金額を退職手当として、同法に規定する失業給付の例により支給する。</u></p>	<p><u>(失業者の退職手当)</u></p> <p><u>第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として規則で定める者をいう。以下この条において同じ。))にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</u></p> <p><u>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</u></p>

旧	新
<p>2 <u>前項において、その者についてその算定された退職手当の額が雇用保険法の規定により支給を受けることができる基本手当の額に満たないときのその差額に相当する退職手当は、退職後失業の認定を受けた日から起算して、その者が退職に際して支給を受けた退職手当の額を同法の規定に準じて算出した場合の基本手当の日額で除して得た数(1に満たない端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。)に等しい失業の日数を経過した日以後において、同法の規定による失業給付の例により支給する。</u></p>	<p>(2) <u>その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</u></p> <p>(1) <u>当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内になくときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間</u></p> <p>(2) <u>当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間</u></p> <p>3 <u>勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した</u></p>

旧	新
	<p><u>職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他市長が認める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</u></p> <p><u>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p>

旧	新
	<p>(1) <u>その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</u></p> <p>(2) <u>その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</u></p> <p>6 <u>勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>7 <u>勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) <u>その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</u></p> <p>(2) <u>その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者</u></p>

旧	新
	<p><u>と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額</u></p> <p>8 <u>勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>9 <u>前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。</u></p> <p>10 <u>第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</u></p> <p>(1) <u>その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</u></p> <p>(2) <u>厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</u></p> <p>(3) <u>厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</u></p>

旧	新
	<p><u>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p><u>(1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</u></p> <p><u>(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後に、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額</u></p> <p><u>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</u></p> <p><u>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p><u>(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u></p> <p><u>12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</u></p>

旧	新
	<p><u>13 第 11 項第 3 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p><u>14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p><u>(2) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p><u>15 第 11 項の規定は、第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。)及び第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 7 項又は第 8 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>16 偽りその他不正の行為によって第 1 項、第 3 項、第 5 項から第 11 項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第 10 条の 4 の例による。</u></p>

旧	新
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第 10 条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。</p> <p>3 から 6 まで (略)</p> <p>(遺族の退職手当の返納)</p> <p>第 16 条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第 1 項第 3 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理</p>	<p><u>17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</u></p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第 10 条第 1 項、第 5 項又は第 7 項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。</p> <p>3 から 6 まで (略)</p> <p>(遺族の退職手当の返納)</p> <p>第 16 条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第 1 項第 3 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理</p>

旧	新
<p>機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、<u>失業者退職手当額を除く。</u>)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p>
<p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、<u>失業者退職手当額を除く。</u>)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する舞鶴市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前</p>	<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する舞鶴市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前</p>

旧	新
<p>条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第 13 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月</p>	<p>条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、<u>失業者退職手当額を除く。</u>)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第 13 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、<u>失業者退職手当額を除く。</u>)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月</p>

旧	新
<p>以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6 から 8 まで (略)</p>	<p>以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、<u>失業者退職手当額を除く。</u>)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、<u>失業者退職手当額を除く。</u>)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6 から 8 まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 退職職員(退職した舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 17 号)第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつ</p>

旧	新
	<p>き、この条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における舞鶴市職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0))」とする。</p>

舞鶴市市税条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第17条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)</u>第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、<u>第33条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、<u>特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第1項の</u></p>

旧	新
	<p><u>規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の4の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等に</u></p>

旧	新
	<p>ついては、同条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>5 <u>第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2</u></p>

旧	新
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第17条の2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>同法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控</p>	<p><u>第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の4の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)</u>に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) <u>附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第17条の3</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税</p>

旧	新
<p>除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第17条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第17条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第17条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の4の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第17条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第17条の2第1項</u>に</p>	<p>率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第17条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項並びに<u>附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第17条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項並びに<u>附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第17条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の4の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第17条の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第17条の3第1項</u>に</p>

旧	新
<p>規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第17条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第33条及び第34条</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が<u>同法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第17条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第17条の2第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第17条</u></p>	<p>規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第17条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第34条</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第17条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第35条の2から第35条の3まで、第35条の3の2第1項<u>並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第17条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の2の2第1項前段、第35条の3、第35条の3の2第1項<u>並びに附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第</u></p>

旧	新
<p><u>の2第3項の規定による市民税の所得割の額</u>と、第35条の2の2第1項後段中「<u>所得割の額</u>とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」と、<u>第35条の3の2第1項中「第33条第4項</u>」とあるのは「<u>附則第17条の2第4項</u>」とする。</p> <p>(3) 第35条の4の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第17条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は<u>配当所得の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第17条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第17条の2第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第35条の3の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第17条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等(以下「<u>条約適用配当等</u>」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用</p>	<p><u>17条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>と、第35条の2の2第1項後段中「<u>所得割の額</u>とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の4の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第17条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは<u>配当所得の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第17条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第17条の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第35条の3の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第17条の3第3項前段</u>に規定する条約適用配当等(以下「<u>条約適用配当等</u>」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適</p>

旧	新
<p>配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例附則第17条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。</p>

舞鶴市農業委員会条例旧新対照表

旧		新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の規定に基づき、舞鶴市農業委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙による委員の定数)</p> <p>第2条 委員会の選挙による委員の定数は、<u>20人</u>とする。</p> <p>(選挙区)</p> <p>第3条 <u>委員会の委員の選挙のため選挙区を設ける。</u></p> <p>2 <u>前項の選挙区、当該選挙区において選挙すべき委員の定数及び選挙区の区域は別表のとおりとする。</u></p> <p>別表(第3条関係)</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の規定に基づき、舞鶴市農業委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第2条 委員会の委員の定数は、<u>19人</u>とする。</p> <p>(農地利用最適化推進委員の定数)</p> <p>第3条 <u>農地利用最適化推進委員の定数は、17人とする。</u></p> <p>(削除)</p>
選挙区	区域	選挙すべき委員の定数
第1区	字北吸 桃山町 字浜 浜町 字市場 愛宕浜町 愛宕上町 愛宕中町 愛宕下町 竜宮町 字溝尻 矢之助町 溝尻中町 溝尻町 字堂奥 字多門院 北浜町 南浜町 字森 森町 森本町 丸山町 丸山西町 丸山中町 丸山口町 八反田南町 八反田北町 倉梯町 倉梯中町 七条中町 金屋町 字行永 行永桜通り 行永東町 字常常新町 字木ノ下 字与保呂 京月町 京月東町 亀岩町 字泉源寺 字田中 田中町 字安岡 田園町一丁目 田園町二丁目 安岡町 字小倉 字鹿原 鹿原西町 字吉坂 字松尾 字大波上 字大波下 字朝来中 朝来西町 字吉野 字白屋 白屋町	8人

旧		新
	字登尾 字杉山 字笹部 字長内 字岡安 字河辺中 字西屋 字室牛 字河辺由里 字観音寺 字河辺原 字栃尾 字大山 字 田井 字成生 字野原 字中田 中田町 字赤野 字多祢寺 字平 字佐波賀 字千 歳 字大丹生 字瀬崎 字三浜 字小橋 字余部上 字余部下 字長浜 字和田 白 浜台	
第2区	字大内 大内野町 字南田辺 字北田辺 字本 字職人 字丹波 字平野屋 字竹屋 字寺内 字松陰 字宮津口 字西 字新 字堀上 字紺屋 字引土 字引土新 字朝 代 字京口 字円満寺 字東吉原 字西吉 原 字魚屋 字上福井 字下福井 字喜多 字大君 字吉田 字青井 字白杉 字高野 由里 高野台 字女布 女布北町 字野村 寺 字城屋 字真倉 字十倉 字京田 京 田新町 字万願寺 字七日市 字公文名 字伊佐津 字境谷 字今田 字堀 字池ノ 内下 字布敷 字別所 字上根 字寺田 字白滝 字岸谷 字倉谷 字福来 福来問 屋町 昭和台 字天台 天台新町 字清道 清道新町 清美が丘 字上安 上安東町 字上安久 字下安久	6人
第3区	字桑飼上 字桑飼下 字地頭 字大俣 字 滝ヶ字呂 字長谷 字上漆原 字下漆原 字下見谷 字河原 字西方寺 字富室 字 岡田由里 字久田美 字志高 字大川 字 和江 字丸田 字八田 字八戸地 字三日	6人

旧	新
市 字上東 字下東 字中山 字水間 字 蒲江 字油江 字東神崎 字西神崎	改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

京都地方税機構規約旧新対照表

旧				新			
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき<u>軽自動車税(地方税法第442条第2号に規定する軽自動車及び同条第4号に規定する二輪の小型自動車に限る。以下同じ。)</u>に係る申告書等の<u>データ作成及びこれに関連する事務</u></p> <p>(3)から(6)まで (略)</p> <p>別表(第17条関係)</p>				<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき<u>自動車取得税、自動車税及び軽自動車税(同法第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)</u>に係る申告書等の<u>受付、税額の算定(軽自動車税に係るものを除く。)</u>、<u>調査及びデータの作成(軽自動車税に係るものに限る。)</u>並びにこれらに関連する事務</p> <p>(3)から(6)まで (略)</p> <p>別表(第17条関係)</p>			
経 費		負担金区分	負担金の額	経 費		負担金区分	負担金の額
(2) 全構成団体には負担を求めない経費		京都府の負担金	(略)	(2) 全構成団体には負担を求めない経費		京都府の負担金	(略)
		市町村の負担金	(略)			市町村の負担金	(略)
3	第4条第2号に掲げる事務に要する経費	市町村の負担金	基本負担額 経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額	3	第4条第2号に掲げる事務に要する経費	(1) 全構成団体に負担を求めない経費 京都府の負担金	経費の額に京都府における申告書等の処理に要する事務量を京都府及び京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量(以下この項において「全体事務量」という。)で除して得た数を乗じて得た額
		人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額				

旧			新		
	申告書等処理件数割額	経費の額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額		市町村の負担金	経費の額に京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量を全体事務量で除して得た数を乗じて得た額に、当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額
	課税台数割額	経費の額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額		京都府の負担金	京都府事務のみに要する経費の額
4 上記以外の経費	京都府の負担金	経費の額に京都府からの派遣職員数(第4条第1号に掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。)を構成団体からの派遣職員数(同号に掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。)で除して得た数を乗じて得た額	(2) 全構成団体には負担を求めない経費	市町村の負担金	市町村事務のみに要する経費の額(以下この項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
				人口割額	市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
	市町村の負担金	基本負担額		申告書等処理件数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た

旧				新			
			金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額				額
		人口割額	(略)			課税台数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額
		税収割額	(略)				
		滞納繰越額割額	(略)				
				4 上記以外の経費	京都府の負担金		経費の額に京都府からの派遣職員数(第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。)を構成団体からの派遣職員数(同条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。)で除して得た数を乗じて得た額
					市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数(第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する市町村からの派遣職員数を除く。)を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額(以下この項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額

旧	新							
<p>備考 1 個別の構成団体のみに起因する経費については、上記にかかわらず当該構成団体が負担する。</p> <p>2 第2項に規定する調定件数及び法人数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p> <p>3 第3項に規定する経費及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1440 271 1615 347">人口割額</td> <td data-bbox="1619 271 2011 347">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 351 1615 427">税込割額</td> <td data-bbox="1619 351 2011 427">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 430 1615 539">滞納繰越額割額</td> <td data-bbox="1619 430 2011 539">(略)</td> </tr> </table>	人口割額	(略)	税込割額	(略)	滞納繰越額割額	(略)
人口割額	(略)							
税込割額	(略)							
滞納繰越額割額	(略)							
	<p>備考 1 個別の構成団体のみに起因する経費については、上記にかかわらず当該構成団体が負担する。</p> <p>2 第2項に規定する調定件数及び法人数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p> <p>3 第3項に規定する経費、<u>申告書等の処理に要する事務量</u>及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規約の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この規約による変更後の京都地方税機構規約第4条第2号の規定にかかわらず、同号に掲げる広域連合の処理する事務(この規約による変更前の京都地方税機構規約第4条第2号に掲げる事務を除く。)は、同号に掲げる事務の準備行為とする。</p> <p>3 前項の準備行為に係る経費の支弁の方法については、なお従前の例による。</p>							